

令和5年度

各会計予算書

芦屋市

第18号議案

令和5年度芦屋市一般会計予算

令和5年度芦屋市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ43,741,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和5年2月14日提出

芦屋市長 伊藤 舞

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

款	項	金 額
01 市税		千円 23,550,086
	01 市民税	13,344,767
	02 固定資産税	7,824,551
	03 軽自動車税	52,030
	04 市たばこ税	255,383
	06 入湯税	27,546
	08 事業所税	76,386
	10 都市計画税	1,969,423
02 地方譲与税		165,000
	01 地方揮発油譲与税	33,000
	02 自動車重量譲与税	122,000
	04 森林環境譲与税	10,000
03 利子割交付金		13,000
	03 利子割交付金	13,000
04 配当割交付金		284,000
	04 配当割交付金	284,000
05 株式等譲渡所得割交付金		227,000
	05 株式等譲渡所得割交付金	227,000
06 法人事業税交付金		117,000
	06 法人事業税交付金	117,000
07 地方消費税交付金		2,022,000
	07 地方消費税交付金	2,022,000
08 環境性能割交付金		14,000
	08 環境性能割交付金	14,000
09 ゴルフ場利用税交付金		2,800
	09 ゴルフ場利用税交付金	2,800
10 地方特例交付金		55,000
	10 地方特例交付金	55,000
11 地方交付税		500,000

款	項	金額
		千円
	11 地方交付税	500,000
12 交通安全対策特別交付金		13,000
	12 交通安全対策特別交付金	13,000
20 分担金及び負担金		281,105
	01 分担金	62
	02 負担金	281,043
21 使用料及び手数料		1,371,929
	01 使用料	1,188,635
	02 手数料	183,294
22 国庫支出金		6,149,726
	01 国庫負担金	4,332,459
	02 国庫補助金	1,797,329
	03 国庫委託金	19,938
23 県支出金		2,580,023
	01 県負担金	1,832,191
	02 県補助金	517,595
	03 県委託金	230,237
24 財産収入		801,293
	01 財産運用収入	83,290
	02 財産売却収入	718,003
25 寄附金		77,193
	25 寄附金	77,193
26 繰入金		2,041,355
	01 基金繰入金	1,944,982
	02 他会計繰入金	96,373
27 繰越金		1
	27 繰越金	1
28 諸収入		1,212,789
	01 預金利子	30
	02 延滞金、加算金及び過料	20,180
	03 貸付金元利収入	25,235

款	項	金 額
	04 公營企業貸付金元利収入	千円 360,123
	20 雑入	807,221
29 市債		2,262,700
	29 市債	2,262,700
歳 入	合 計	43,741,000

歳 出

款	項	金額
01 議会費		千円 402,566
	01 議会費	402,566
02 総務費		4,696,770
	01 総務管理費	3,695,218
	02 徴税費	503,624
	03 戸籍住民基本台帳費	310,155
	04 選挙費	142,491
	05 統計調査費	15,642
	06 監査委員費	29,640
03 民生費		15,878,307
	01 社会福祉費	6,319,087
	02 老人福祉費	2,170,238
	03 児童福祉費	6,088,341
	04 生活保護費	1,298,957
	05 災害救助費	1,684
04 衛生費		4,598,568
	01 保健衛生費	2,839,059
	02 清掃費	1,709,395
	03 上水道費	50,114
05 労働費		22,804
	02 労働諸費	22,804
06 農林水産業費		27,322
	06 農林水産業費	27,322
07 商工費		161,267
	07 商工費	161,267
08 土木費		6,376,868
	01 土木管理費	92,747
	02 道路橋梁費	909,105
	04 都市計画費	5,047,879
	05 住宅費	327,137

款	項	金額
09 消防費		千円 2,044,542
	09 消防費	2,044,542
10 教育費		5,098,444
	01 教育総務費	1,460,697
	02 小学校費	806,566
	03 中学校費	239,448
	05 幼稚園費	289,314
	06 社会教育費	1,298,319
	07 保健体育費	1,004,100
11 災害復旧費		10,000
	01 公共施設災害復旧費	10,000
12 公債費		4,321,872
	12 公債費	4,321,872
13 諸支出金		1,670
	01 普通財産取得費	1,670
30 予備費		100,000
	30 予備費	100,000
歳 出	合 計	43,741,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
高機能消防指令センター及び 消防救急デジタル無線設備 更新事業支援業務	令和5年度から 令和6年度まで	4,884 千円
芦屋市市民課窓口運營業務	令和6年度から 令和8年度まで	264,000
芦屋市学校DX アドバイザー業務	令和6年度から 令和8年度まで	10,395
第一跨線橋撤去事業	令和6年度から 令和9年度まで	1,179,764
芦屋市環境処理センター 長期包括的運營業務	令和6年度から 令和11年度まで	86,886
高機能消防指令センター長期 保守及び消防救急デジタル無線 設備更新事業・長期保守業務	令和6年度から 令和18年度まで	769,504
阪神福祉事業団のななくさ 厚生院移転改築整備工事 資金借入金にかかる損失補償	令和6年度から 令和25年度まで	35,177
市県民税賦課業務 (令和6年度課税分)	令和6年度	7,700
市税収納代行業務 (令和6年度分)	令和6年度	3,427
職員用パソコン更新業務	令和6年度	115,500
第3期子育て未来応援プラン 「あしや」計画策定支援業務	令和6年度	4,257
芦屋市環境処理センター 施設整備生活環境影響調査業務	令和6年度	25,000
芦屋市道路・公園施設 包括管理業務	令和6年度	業務委託料148,955に道路施設 及び公園施設の単価契約業務 に要する額を加算した額

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
集会所整備事業債	千円 6,100	普通貸借又は証券発行の方法により、国又は銀行その他から借り入れる。	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れの日から据置期間を含め、30年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。なお、借入先の融通条件に変更のあるときはその融通条件に従う。ただし、財政の都合その他によっては、定額以上を償還し、又は左記利率の範囲内で借り換えすることができる。
庁舎等整備事業	192,900			
水道事業一般会計負担金	40,000			
道路橋梁整備事業	78,400			
公園整備事業	46,300			
市街地再開発事業	1,006,200			
消防防災施設整備事業	422,600			
災害対策事業	58,000			
教育指導研究施設整備事業	178,600			
小学校施設整備事業	193,100			
社会教育施設整備事業	40,500			

第19号議案

令和5年度芦屋市国民健康保険事業特別会計予算

令和5年度芦屋市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,690,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、80,000千円と定める。

令和5年2月14日提出

芦屋市長 伊藤 舞

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

款	項	金 額
01 国民健康保険料		千円 2,099,902
	01 国民健康保険料	2,099,902
02 使用料及び手数料		320
	01 手数料	320
03 国庫支出金		185
	02 国庫補助金	185
06 県支出金		6,566,188
	02 県補助金	6,566,188
08 財産収入		271
	01 財産運用収入	271
09 繰入金		1,014,129
	02 他会計繰入金	1,014,129
10 繰越金		1
	01 繰越金	1
11 諸収入		9,004
	02 延滞金、加算金及び過料	3,501
	20 雑入	5,503
歳 入 合 計		9,690,000

歳 出

款	項	金 額
01 保険総務費		千円 215,124
	01 保険管理費	215,124
02 保険給付費		6,320,657
	01 療養諸費	6,271,842
	02 任意給付費	48,815
06 国民健康保険事業費納付金		3,019,060
	01 医療給付費分	2,058,865
	02 後期高齢者支援金等分	682,503
	03 介護納付金分	277,692
11 保健事業費		112,376
	01 保健事業費	42,909
	02 特定健康診査等事業費	69,467
12 公債費		1
	01 公債費	1
13 諸支出金		12,782
	01 諸支出金	12,782
30 予備費		10,000
	30 予備費	10,000
歳 出 合 計		9,690,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
保 険 料 収 納 代 行 業 務 (令 和 6 年 度 分)	令和6年度	2,020 千円

第20号議案

令和5年度芦屋市公共用地取得費特別会計予算

令和5年度芦屋市の公共用地取得費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ942,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

令和5年2月14日提出

芦屋市長 伊藤 舞

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

款	項	金 額
01 財産収入		千円 120,000
	02 財産売却収入	120,000
02 繰入金		15,419
	02 繰入金	15,419
03 繰越金		1
	03 繰越金	1
04 諸収入		73,180
	20 雑入	73,180
05 市債		733,400
	05 市債	733,400
歳 入 合 計		942,000

歲 出

款	項	金 額
01 用地費		千円 864,432
	01 用地買収費	864,432
02 公債費		16,419
	02 公債費	16,419
03 諸支出金		60,149
	03 諸支出金	60,149
30 予備費		1,000
	30 予備費	1,000
歲 出 合 計		942,000

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共用地先行取得 事 業	千円 733,400	普通貸借又は証券発行の方法により、国又は銀行その他から借り入れる。	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れの日から据置期間を含め、30年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。なお、借入先の融通条件に変更のあるときはその融通条件に従う。ただし、財政の都合その他によっては、定額以上を償還し、又は左記利率の範囲内で借り換えすることができる。

第21号議案

令和5年度芦屋市都市再開発事業特別会計予算

令和5年度芦屋市の都市再開発事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ754,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和5年2月14日提出

芦屋市長 伊藤 舞

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

款	項	金 額
04 国庫支出金		千円 123,306
	02 国庫補助金	123,306
06 財産収入		6,224
	01 財産運用収入	6,224
08 繰入金		623,647
	08 繰入金	623,647
09 繰越金		1
	09 繰越金	1
10 諸収入		822
	20 雑入	822
歳 入 合 計		754,000

歳 出

款	項	金 額
01 都市再開発事業費		千円 744,000
	01 芦屋駅北地区再開発事業費	4,654
	02 芦屋駅南地区再開発事業費	739,346
30 予備費		10,000
	30 予備費	10,000
歳 出 合 計		754,000

第 2 2 号議案

令和 5 年度芦屋市駐車場事業特別会計予算

令和 5 年度芦屋市の駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 46,200 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 5 年 2 月 1 4 日提出

芦屋市長 伊 藤 舞

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

款	項	金 額
03 使用料及び手数料		千円 46,199
	01 使用料	46,199
09 繰越金		1
	09 繰越金	1
歳 入 合 計		46,200

歳 出

款	項	金 額
01 駐車場事業費		千円 45,200
	01 駐車場事業費	45,200
30 予備費		1,000
	30 予備費	1,000
歳 出 合 計		46,200

第23号議案

令和5年度芦屋市介護保険事業特別会計予算

令和5年度芦屋市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,952,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和5年2月14日提出

芦屋市長 伊藤 舞

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

款	項	金 額
01 介護保険料		千円 2,023,331
	01 介護保険料	2,023,331
03 使用料及び手数料		60
	02 手数料	60
04 国庫支出金		2,235,158
	01 国庫負担金	1,638,870
	02 国庫補助金	596,288
05 支払基金交付金		2,567,555
	05 支払基金交付金	2,567,555
06 県支出金		1,359,472
	01 県負担金	1,282,766
	03 県補助金	76,706
08 財産収入		922
	01 財産運用収入	922
10 繰入金		1,764,511
	01 一般会計繰入金	1,620,633
	02 基金繰入金	143,878
11 繰越金		1
	11 繰越金	1
13 諸収入		990
	01 延滞金、加算金及び過料	800
	10 雑入	190
歳 入	合 計	9,952,000

歳 出

款	項	金 額
01 総務費		千円 303,095
	01 総務管理費	188,211
	03 介護認定審査会費	114,884
02 保険給付費		8,992,655
	01 介護サービス等諸費	8,989,655
	05 市特別給付費	3,000
05 地域支援事業費		606,403
	02 介護予防・生活支援サービス事業費	490,966
	03 一般介護予防事業費	54,501
	04 包括的支援事業・任意事業費	60,936
06 基金積立金		922
	06 基金積立金	922
09 諸支出金		38,925
	01 償還金及び還付加算金	2,701
	03 繰出金	36,224
30 予備費		10,000
	30 予備費	10,000
歳 出 合 計		9,952,000

第24号議案

令和5年度芦屋市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和5年度芦屋市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,611,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

令和5年2月14日提出

芦屋市長 伊 藤 舞

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

款	項	金 額
01 後期高齢者医療保険料		千円 2,275,712
	01 後期高齢者医療保険料	2,275,712
02 使用料及び手数料		24
	01 手数料	24
03 繰入金		322,029
	01 一般会計繰入金	322,029
04 繰越金		1
	01 繰越金	1
05 諸収入		13,234
	01 延滞金、加算金及び過料	480
	02 償還金及び還付加算金	3,600
	04 雑入	9,154
歳 入 合 計		2,611,000

歳 出

款	項	金 額
01 総務費		千円 37,404
	01 総務管理費	34,803
	02 徴収費	2,601
02 後期高齢者医療広域連合納付金		2,568,996
	01 後期高齢者医療広域連合納付金	2,568,996
03 諸支出金		3,600
	01 償還金及び還付加算金	3,600
30 予備費		1,000
	30 予備費	1,000
歳 出 合 計		2,611,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
保 険 料 収 納 代 行 業 務 (令 和 6 年 度 分)	令和6年度	462 千円

第25号議案

令和5年度芦屋市^{打出}芦屋財産区共有財産会計予算

令和5年度芦屋市の^{打出}芦屋財産区共有財産会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和5年2月14日提出

芦屋市^{打出}芦屋財産区共有財産管理者

芦屋市長 伊藤 舞

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

款	項	金 額
02 財産収入		千円 8,698
	01 財産運用収入	8,697
	02 財産売却収入	1
03 繰入金		4,300
	03 繰入金	4,300
04 繰越金		1
	04 繰越金	1
05 諸収入		1
	20 雑入	1
歳 入 合 計		13,000

歳 出

款	項	金 額
01 財産区総務費		千円 12,700
	01 財産区総務管理費	12,700
30 予備費		300
	30 予備費	300
歳 出 合 計		13,000

第26号議案

令和5年度芦屋市^{三条}津知財産区共有財産会計予算

令和5年度芦屋市の^{三条}津知財産区共有財産会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,500千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和5年2月14日提出

芦屋市^{三条}津知財産区共有財産管理者

芦屋市長 伊藤 舞

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

款	項	金 額
01 財産収入		千円 498
	01 財産運用収入	497
	02 財産売却収入	1
02 繰入金		3,000
	02 繰入金	3,000
03 繰越金		1
	03 繰越金	1
04 諸収入		1
	20 雑入	1
歳 入 合 計		3,500

歳 出

款	項	金 額
01 財産区総務費		千円 3,300
	01 財産区総務管理費	3,300
30 予備費		200
	30 予備費	200
歳 出 合 計		3,500